

第廿三條 經ニノ予算ハ執行委員会ニ於テ承認ヲ得ルニテ承認シテ執行シ得ルニテ承認
 第廿四條 會計監査ハ會計監査ニ任シテ執行シ得ルニテ承認シテ執行シ得ルニテ承認
 第廿五條 會計年度ハ毎年大会ヨリ大抵ノ執行委員ノ承認ヲ得ルニテ承認シテ執行シ得ルニテ承認
 第廿六條 黨員ノ中ニ於テニ該黨ニ加入シテ執行委員ノ承認ヲ得ルニテ承認シテ執行シ得ルニテ承認
 第廿七條 本規約ハ大会出席代議員半数以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更加藤
 第廿八條 本規約ハ昭和五年十一月十六日ヨリ之ヲ実施ス
 以上

一般運動方針ニ関スル件

第一節 客觀的情勢

一九三〇年より三一年に於ける世界經濟の全活動の中心は産業の合理化政
 策の實行である。その結果の根本精神は労働者階級の生活改善を
 目的とする事によつて資本家の利益を削らんとする政策である。曰く
 銀座下へ解雇等々、斯くして労働者階級は益々生活に苦悶し日本軍
 閥の勢力を正に露出せしめた。一方農村に於ては米穀相場等々の物價
 下落の直接的影響を受け加ふるに天業者の歸農出稼不能ニテ億
 万の借金不償に高々、税金等々を以て今日や農民は八方塞りのどん底に落ち
 こんである。
 生活の窮乏を來する労働者農民の購買力の減少は直ちに消費
 人に大打撃を與へ、梅雨生活者は憐愍の値下げ失業等々に極度の苦
 不安に脅かされる。産業合理化政策の強行は何といつても第二次
 帝國主義戦争の準備である。
 日本資本主義の行詰り、國內及び植民地の無産大衆の産業合理化に
 よる極度の搾取を以てして是れ打開し得ざることを最もよく認識せる金
 融ブルジョア階級は是れ故に現在イギリスアメリカ半々の帝國主義
 的強權と共に隣邦支那へのより積極的な帝國主義的侵略の機会を
 幾々と捉へておらうである。今日イギリスアメリカ日本等々の三聯の帝國主義